

第4回愛知県再犯防止連絡協議会 開催結果

1 日 時

2019年11月18日（月）午前10時30分から午前11時30分まで

2 場 所

アイリス愛知 2階 コスモス
名古屋市中区丸の内二丁目5番10号

3 出席者

会長及び委員 計38名
説明のために出席した者 5名

4 傍聴者

なし

5 議 題

地域再犯防止推進モデル事業の実施状況について

6 経 過

(1) 挨拶

○ 会長（愛知県防災安全局長）

(2) 議事

○ 地域再犯防止推進モデル事業の実施状況について

（ア）寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業の実施状況について、資料1-1及び資料1-2に基づき、県民安全課から説明。

（イ）刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業の実施状況について、資料2-1及び資料2-2に基づき、就業促進課から説明。

(3) その他

○ 愛知県地域生活定着支援センターの取組について、愛知県地域生活定着支援センター長から説明。

7 会議録

別添のとおり

第4回愛知県再犯防止連絡協議会 会議録

1 開 会

(1) 開会

○ 事務局

定刻となりましたので、ただ今から、第4回愛知県再犯防止連絡協議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の出席者でございますが、時間の関係もございますので、お手元の出席者名簿をもって御紹介に代えさせていただきます。

それでは、はじめに、愛知県再犯防止連絡協議会会長であります、愛知県防災安全局長から、挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶

○ 会長

本日は、お忙しい中、第4回愛知県再犯防止連絡協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃は、犯罪のない安全なまちづくり、そして、再犯の防止の推進に対しまして、格段の御理解、御協力を賜りまして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

さて、2016年12月に公布・施行されました「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づきまして、関係機関・団体等が協力して再犯の防止に関する施策を推進するため、昨年6月に、この愛知県再犯防止連絡協議会を設置しまして、本日が4回目の開催となります。

ご案内の通り、本県では、昨年度から、法務省の地域再犯防止推進モデル事業の採択を受けまして、地域における効果的な再犯防止のあり方を検討するというところで、刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業、そして寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業の2つの事業を進めているところでございます。

2年目となる今年度は皆様の御協力をいただきまして実際の事業の実施段階に入っております。

本日はこの2つの事業の進捗状況などについて説明をさせていただいて、御議論いただければと思います。

また、高齢者や障害者の方が、退所後に地域の中で自立した生活を営むことができるよう支援を進めていただいております、愛知県地域生活定着支援センターの取組につきまして、センター長様からお話しいただき、情報共有を図っていただければと思っております。

本県といたしましても、罪を犯した人の立ち直りを支援し、社会復帰を推進していくため、この連絡協議会を通して、皆様と連携をはかり、再犯防止に向けた取組を一層推進していきたいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

○ 事務局

ありがとうございました。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきますが、議事進行は、連絡協議会設置要綱に基づき、会長が務めることになっておりますので、防災安全局長にお願いいたします。

2 議 事

(1) 地域再犯防止推進モデル事業の実施状況について

○ 会長

それでは、私が議事を進めてまいります。

はじめに、(1)アの寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業について、県民安全課から説明してください。

○ 県民安全課長

寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業の実施状況について説明させていただきます。

まず、現在実施中のモデル事業の概要について、改めて説明させていただきます。資料1-1をご覧ください。本事業は、愛知県弁護士会に委託して行い、実施期間は、本年の4月1日から来年の2月21日までとなっております。実施内容につきましては、資料中段の業務内容の(1)概要に記載してあります。弁護士が犯罪をした者等に寄り添い、居住手続の支援をしたり、就労窓口や医療・福祉等の関係機関への引き継ぎをしたり、法律問題の支援をしたりすることを想定しています。寄り添い弁護士の支援対象となる「犯罪をした者等」とは、(2)に記載があります。対象となるのは、本年4月1日から来年2月21日までに、愛知県内において、起訴猶予、執行猶予等になった者で、愛知県内に居住し、又は居住予定がある者。更に、来年2月21日までに、愛知県内の刑務所、少年院等を出所・出院する者で、愛知県内に居住し、又は居住予定がある者です。そして、対象人数は、30人程度となっております。なお、寄り添い弁護士の支援をスタートするには、(3)の活動内容の欄に記載がある方からの申し出が必要となります。申し出ができるのは、対象者の刑事事件や少年事件を担当した弁護士や、対象者本人、対象者の親族、協力雇用主、保護司の希望に基づき、対象者と面談した弁護士、更には、検察庁、矯正施設、保護観察所、地域生活定着支援センター等の関係機関となっております。

続いて、実施状況について説明させていただきます。資料1-2をご覧ください。これは、本年9月に法務省に中間報告した際の報告書ですが、数字のみ10月末のものに更新しております。1ページ上段に記載のとおり、10月末現在で16人の対象者を支援しております。対象者の詳細につきましては、1ページ目中段の「参考1」のところに記載のとおり、起訴前の対象者が5人、公判中の対象者が2人、刑務所等での矯正段階の対象者が8人、保護観察中の対象者が1人となっております。支援内容は、「参考2」に記載があります。具体的には出所後の住居や就労先、入院先等の確保のための支援、生活保護申請の支援のほか、弁護士ならではの法的支援として、犯罪をした者が、被害者遺族に対して謝罪するに当たって、弁護士が

間に入って、被害者遺族と対象者をつなぐ支援や、犯罪を起こした者が社会復帰するに当たり、再犯を防ぐための環境作りとして、対象者と不良行為者との間にある養子縁組の解消に向けての支援等も含まれています。

2 ページ目には、これまでの課題として、「活動実績の把握の難しさ」等を挙げていますが、現在、改善に向けて取り組んでいるところです。また、「寄り添い弁護士制度」につきましては、今年度開始した事業であり、繰り返し啓発を行った結果、周知されてきたところですが、対象者30人程度のところ、10月末現在で16人の実施という状況です。協議会会員の皆様方におかれましても、日頃の活動の中で、寄り添い弁護士制度の支援を必要とするケースがありましたら、御活用をお願いします。

これにて、「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業」の実施状況の説明を終わります。

○ 会長

ただいま説明のありました、寄り添い弁護士制度による社会復帰支援モデル事業について、御意見、御質問があれば、お願いいたします。

それでは、御意見もないようでございますので次に進めます。

イの刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業について、就業促進課から説明してください。

○ 就業促進課長

刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業の実施状況について説明させていただきます。

資料2-1をご覧ください。業務目的は保護観察及び更生緊急保護の対象者の職場定着に向けた支援を実施することにより、職場への定着性を高めるとともに、支援期間中に離職した者に対しては、個別に就労支援メニューを策定のうえ、刑務所出所者等就労支援事業に引き継ぐなど、適切なフォローアップを実施することで安定的な生活を維持させ、再犯防止に資することとしています。また、協力雇用主について、支援対象者の雇用に関して生じる問題や不安等を継続的に相談できる体制を作ることで、対象者雇用の促進を図ることを目的としています。本事業の委託先は特定非営利活動法人愛知県就労支援事業者機構で、委託期間は今年の4月5日から来年の3月31日までとなっております。

次に、業務内容についてご説明します。対象者は愛知県内に居住する保護観察及び更生緊急保護の対象者のうち、協力雇用主のもとに雇用された者であり、かつ、当該事業の支援について同意しているものとなります。支援期間は原則として3ヶ月ですが、対象者から希望があれば更に3ヶ月まで延長することができ、一人当たり最長6ヶ月まで支援を行うことができます。支援の内容につきましては、月1回以上の面談を行い、雇用継続に係る課題への対処や就労意欲の維持・喚起等、職場定着に向けたフォローアップとしています。本事業では支援対象者数70名以上、支援件数230件以上を目標としています。(2)協力雇用主への支援業務では職場定着支援を受けることに同意した支援対象者を雇用する協力雇用主、かつ、当該事業の支援について同意している者を対象にしています。支援期間は原則3ヶ月で、

最長6ヶ月となります。支援内容は月1回以上の面談を行い、被雇用者の問題行動や就労意欲の維持に係る対応方法など、雇用継続にあたり必要な助言及び情報提供を行うこととなります。研修会の開催についてですが、協力雇用主を対象に、県内を3つほどのブロックに分割し、ブロック毎に協力雇用主の相互ネットワークを構築したうえで、刑務所出所者等の雇用に係る情報や経験を共有するための研修会等を開催します。1回あたり20人程度で計3回実施します。

その他としまして、本事業を円滑に進めるため、職業安定機関、更生保護機関、協力雇用主会等を構成員として、「愛知県就労支援連絡会議」を開催しています。今年10月16日に第1回連絡会議を開催し、事業の実施状況について中間報告書に基づいて報告するとともに、意見交換を行いました。

続きまして、資料2-2をご覧ください。地域再犯防止推進モデル事業中間報告書についてご説明します。刑務所出所者等への職場定着支援件数は10月末時点で目標の230件に対して目標を上回る239件の支援を実施しています。支援対象者からは、相談できる支援員がいることで支えになる、協力雇用主がより声をかけてくれるようになった、という感想が得られています。協力雇用主へのフォローアップ実施件数ですが、10月末時点で目標の230件に対して、204件となっています。当初の目標を上回るペースで定着支援を実施できており、対象者が心を開くようになった、目の届かない現場でのトラブルを早めに認知できたといった感想が協力雇用主からありました。協力雇用主対象のネットワーク研修会の開催回数につきましては、10月23日に三河ブロックで開催しております。今後は11月29日に尾張ブロック、1月24日に名古屋ブロックでの開催を予定しています。

本事業の課題と対応策ですが、課題を6つあげております。1つ目は支援対象者から同意書を徴収後、初回面接までに時間を要した結果、支援開始前に退職した者がいたことです。これにつきましては、支援員が対象者と連絡がつかない場合、保護観察官や保護司を介して調整することで、支援開始の遅延を防ぐようにしたほか、求職支援員から定着支援員への引継ぎのため「職場定着支援員へ移行する場合のガイドライン」を作成し、円滑な情報共有が行われるようにしたことで対応しました。2つ目の課題ですが、対象者が当該事業所へ就職するまでの経緯、例えば就職先での仕事の内容を十分に理解しないまま対象者が就職していることを支援員が把握できず、支援開始に至った例がいくつかみられたことです。これにつきましては求職支援員が対象者と求職相談をする際に、原則定着支援員も同席するようにして対応をしたいと考えています。また、職場見学や職場体験を支援対象者や雇用主に提案するなど、将来的な長期就労を見込むための支援を行うことも検討したいと考えております。3つ目の課題につきましては実務的なこととなりますので、説明は割愛させていただきます。4つ目ですが、対象者の就労経験が乏しい場合などは実施回数を増やして対応する必要があるが、人的負担や経費面での問題もあり、実施回数を増やすことが困難となっています。面接増加による負担解消策としては、最低限の面接回数は実施する中で、対象者の就労経験や就労意欲、職場でのストレス状況等に応じ緩急をつけた対応に努めることで、限られた面接回数で効果的に支援を行えるよう配慮したり、電話での対応も検討したいと考えています。5つ目は、要支

援事案が、対処困難な段階まで深刻化してから相談が持ち込まれ、結果として解雇されるに至った事例があることから、職場での問題を早期に、軽微な段階で支援員が把握できるかが課題となっています。これにつきましては、支援開始当初から、対象者と雇用主双方に対して、些細なことでも情報共有を図る重要性についての理解を求め、平素から軽微なことでも相談がなされるような関係づくりに努めることで対応しております。最後に、6つ目の課題ですが、雇用主と現場責任者との間での考えが一致しておらず、対象者が問題行動を重ねて解雇された事案があったことから、職場内での対象者への理解の在り様について課題がみつかりました。これについては、支援開始時に対象者の特性や課題を雇用主に伝えるとともに、職場内での情報共有の在り方や、雇用主以外の職員が対象者に関わる際の留意事項について、予め確認するよう努め、必要に応じ是正を図ることで対応したいと考えています。また、ネットワーク研修会において雇用主の側で配慮が必要な事項として紹介・周知し、問題意識の喚起を図りたいと考えています。

説明は以上となります。

○ 会長

ただいま説明のありました、刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業について、御意見、御質問があればお願いします。

○ 愛知県弁護士会よりそい弁護士制度運営委員会委員長

求職支援員と定着支援員とあるが、求職支援員と定着支援員にはそれぞれどのような方が選ばれているのでしょうか。

○ 就業促進課長

求職支援員はハローワークのOBの方等が、定着支援員については保護観察所のOBの方等が配置されています。

○ 愛知県弁護士会よりそい弁護士制度運営委員会委員長

愛知県就労支援事業者機構に委託されていると説明がありましたが、愛知県就労支援事業者機構の方はどのような形でこの事業に関わっておられるのでしょうか。

○ 就業促進課長

愛知県就労支援事業者機構では事務を取りまとめる方と、支援員となって活動される方と分かれております。合計4名程度で実施いただいております。

○ 愛知県地域生活定着支援センター長

支援対象者の年齢層はどれくらいなのでしょう。また男女比についても教えてください。

○ 就業促進課長

資料が手元にないので、正確な数はお答えできかねますが、年齢は若い方が多いです。男女比では男性のほうが多いです。

○ 愛知県地域生活定着支援センター長

年齢や性別に関係なく、支援を行っているという理解でよろしいでしょうか。

○ 就業促進課長

支援を受けることを同意していただければ、年齢性別に関係なく支援を実施しております。

○ 会長

では、その他に御意見等もないようですので、議事は以上で終了いたします。皆様には、議事の円滑な進行に御協力いただきましてありがとうございました。それでは進行を事務局に戻させていただきます。

3 その他

○ 事務局

続きまして、取組紹介としまして、高齢であることや、障害をもっていることにより、矯正施設から退所後、自立した生活を営むことが困難と認められる方に対して、退所後直ちに福祉サービス等を利用したり、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援されている愛知県地域生活定着支援センター長様から、取組内容についてご説明をお願いしたいと思います。

○ 愛知県地域生活定着支援センター長

愛知県から委託事業を受けて10年目に入りますが、定着支援センターの位置づけがまだ浸透していないこともあるかと思っておりますので、取組内容についてご説明します。平成15年頃から刑務所の中にいる障がい者や高齢者の方への対応が検討されるようになり、地域生活定着支援センターが設立されました。定着支援センターがなかった時の1年未満の再犯率は知的障害者の場合は69.2%、高齢者の場合は49.3%とかなり高い割合で再び罪を犯していました。刑務所を出た後、お金がないと、刑務所に行けば食事ももらえるし、寝るところもあるのでそのほうが良いという考えが生まれてしまいます。例えば、下関事件というのは、刑務所を出た後に北九州に生活保護費の申請に行くも、190円の片道の切符代しかもらえず、この時は窃盗などの軽い犯罪をしても刑務所には入らずにすぐに釈放されてしまうと思って、行く当てもなく下関駅に火をつけてしまったという事件です。このとき、片道切符でなく、きちんとした支援がなされていれば重要文化財が燃えることがなかったのではないかと考えます。

罪を犯した障がい者や高齢者の現状につきましては、資料にあるとおりですが、出所しても行く場所がない、どうしたら良いかわからない、また10年前調査したときですが、識字率が低いために役所等へ行っても手続きができない人が多くいました。現在は介護保険となっておりますが、介護保険の要支援や要介護がついていれば支援はできるが、最初のころは健康な方の65歳以上の帰住先調整には難儀することが多かったです。就職させるにも、住所がないと就職は難しいです。

現在は47都道府県全てに地域生活定着支援センターが設置され、主に特別調整対象者の支援をさせていただいております。どのようなものかといいますと、刑務所の中の社会福祉士に刑務所の中にいる障がい者や高齢者をリストアップしてもらいます。その中で帰住先がないと思われる方を保護観察所へ申出をし、特別調整対象者選定会議を行って対象者を決定し、そこで定着支援センターが依頼を受けます。しかしながらその時点では、対象者のことがわからないので、その後申し出のあった刑務所で面接をし、対象者の要望等を聞いて支援を開始します。定着支援センターは全国にありますので、県外に帰住を希望する場合には県外のセンターの方が再

度面接を行います。面接期間は6ヶ月ありますが、スムーズに決まるケースばかりではありません。6ヶ月あるとはいえ、しっかりしたプランニングが必要になります。また、入院が必要な場合もあるので、必ずしもすぐに希望する地域へ戻れるとは限りません。

支援状況としましては、特別調整対象者は、6ヶ月の猶予をもってセンターが支援する数ですが、605件ございます。相談支援というのは、6ヶ月を過ぎてしまったけれども帰住先に困っていると刑務所や保護観察所から相談があった件数や、出所された方についての地域の行政機関等からの相談、弁護士さんからの相談等として、それが238件、一般調整というのは、家族等が引き受けになっているけれども何らかのサポートが必要という場合の支援の件数となります。その総数の内訳となりますと、男性のほうが多く790人、女性が74人となっています。

次に、特別調整の年度別の終了件数ですが、グラフのとおり、他県へ帰住を希望した場合の他県へ依頼したものが128件、県内調整が336件となっています。ただし、本人の希望した帰住先と調整がつかないこともありますので、必ずしも本人が望むところへ帰住先を決定できているわけではございません。また、支援を開始するには同意書が必要となりますが、認知症の場合などは名前が書けなかったりすることがありますので、今後の支援の仕方の課題でもあります。

支援者の内訳をみますと、高齢者が256人、知的障がい者が86人、精神障がい者が84人、身体障がい者が38人となっています。罪名はグラフのとおりです。再犯状況をみますと、定着支援センターができる前のころかなり再犯率がかなり高かったのですが、このような定着支援ができたことで再犯率は18.5%にまで下がって、再犯を防いでいます。愛知県の場合の1年未満の再犯率は、18年度に69.2%だったのが18.8%、高齢者の場合は49.3%だったのが、10.2%のまで下がっています。再犯率の低下の要因としては安心して暮らせる場所、相談できる人の存在、金銭面での安定があると考えます。大事なことは、定着支援センターが支援したときに、帰住地や住まい、生活保護の受給などを支援するだけではなく、その後のフォローアップであると考えています。地域とのネットワークをつくったり、障がい者手帳を作るなどして福祉サービスにつなげるなどして、支援後のフォローアップもしっかりしたいと考えています。

最後に、10周年を迎えてシンポジウムを行いまして、定着支援センターの在り方などをお話することができました。今後はいろんな関係機関と協力して1人でも多くの方が幸せになれるような支援を心がけていきたいと思っていますので、御協力をよろしくお願いします。

○ 事務局

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問等はございますか。

○ 再非行防止サポートセンター愛知理事長

支援対象の中で少年がどれくらいいるのか、また、最長で6ヶ月の面接期間があるとお話がありましたが、少年院で通常11ヶ月で出院のところ、それよりも伸びてしまう場合はどれほどあるのか教えていただけますでしょうか。

- 愛知県地域生活定着支援センター長
少年のケースは全体の1割になります。期間については、少年院の場合、帰住先が決まると出院手続に入るので、私達では出院の時期について調整はできないこととなっています。
- 愛知県弁護士会よりそい弁護士制度運営委員会委員長
定着支援センターから関係機関に対しての要望は何かありますか。
- 愛知県地域生活定着支援センター長
弁護士会とは一緒に情報交換会を行っていますが、できれば入口支援については定着支援に引き継いで終わりではなく、その後のことも気にかけていただけるとありがたいです。他の関係機関につきましても、出所したら終わりではなく、何らかの形で受刑者に対するアフターフォローがあるとよいと思います。それぞれの関係機関が垣根を越えて協力してもらえたらと思います。
- 事務局
他に御質問等もないようですので、取組の説明は以上で終了いたします。
本日御意見や御質問いただきました内容につきましては、事務局で検討し、次回以降の協議会に反映していきたいと思っております。本日はお忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございました。これをもちまして、第4回愛知県再犯防止連絡協議会を終了させていただきます。